

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年12月10日時点

👉 クリックするとHPに飛びます

世帯や個人の皆様

| | | | | |
|-------|--------------------|--|---|---|
| 給付 | 全国全ての人々に | 特別定額給付金 申請受付終了 | 一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで | — |
| | 子育て世帯の方々に | 子育て世帯への臨時特別給付金 | 児童手当受給世帯に対して子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要 | 各市区町村の窓口まで |
| | 生活が苦しいひとり親世帯の方々に | ひとり親世帯への臨時特別給付金 申請期限:2021/2/28 | 児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は +3万円) さらに、収入減の場合 +5万円 | 各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く) |
| | 休業期間中、賃金が支払われない | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 申請対象期間:2020/4/1-12/31 ※2021/2/28まで延長予定 | 中小企業で働く従業員に対して月額最大 33万円 を支給 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00,休日8:30-17:15) |
| | 休業による収入減で住居を失うおそれ | 住居確保給付金 申請期限なし | 原則 3か月 ,最長 9か月 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月まで延長可能 | お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00) |
| | アルバイト収入減で学業継続が厳しい | 学生支援緊急給付金 2020/7/31に大学から日本学生支援機構への推薦が切 | 大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外) | 各大学等の学生課等の窓口まで ※現在、新規の申請は受け付けていません |
| 貸付 | 収入減で生活が苦しい | 緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2020/3/31 | 最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) ※延長すれば、最大140万円、110万円 | 市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00) |
| | 収入減で保険料が払えない | 国民健康保険料等の減免 減免となる国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の対象納期限: 2020/2-2021/3 減免となる国民年金保険料の対象期間: 2020/2-2021/6 | 国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免 | 各市区町村の窓口まで |
| 猶予・減免 | 生活が苦しくて税、公共料金が払えない | 納税猶予、公共料金の支払猶予 国税・地方税の対象期間: 2020/2/1-2021/2/1 | 国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予 | 国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで |

中小・小規模事業者等の皆様

| | | | | |
|-------|------------------------------------|--|---|--|
| 給付 | 売上が半分以下※で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも | 持続化給付金 申請期限:2021/1/15 | 中小法人等 最大 200万円 フリーランス含む個人事業者 最大 100万円 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者,2020年新規創業者向けの申請も開始 | 持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (土、祝日除く8:30-19:00) |
| | 家賃の支払いが苦しい | 家賃支援給付金 申請期限:2021/1/15 | 一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 ※1 個人事業者等 最大 300万円 ※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分 | 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (土、祝日除く8:30~19:00) |
| 助成 | 雇用を維持できない | 雇用調整助成金 特例措置対象期間: 2020/4/1-2020/12/31 ※2021/2/28まで延長予定 | 雇用を維持する中小企業は 一律 10割 助成 日額上限8,370円→ 15,000円 に引上げ | お近くの都道府県労働局 (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) |
| | 事業再開に向けた投資をしたい | 持続化補助金 第5回コロナ型申請受付が切: 2020/12/10 | 小規模事業者等に 最大150万円 を補助 〔最大100万円までを 最大3/4 補助, 最大 50万円 を 定額 補助〕 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円 | お近くの商工会 または商工会議所まで |
| 貸付 | 売上減で資金繰りが厳しい | 実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限: 2020/3/31 | 3年間無利子 ,最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、5月より地銀,信金,信組等でも利用可 | 日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日) |
| 猶予・減免 | 売上減で税、社会保険料が苦しい | 国税、地方税、社会保険料の納付猶予 納期限対象期間: 2020/2/1-2021/2/1 | 売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ延滞税なし で猶予 | 国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所,各都道府県労働局 |
| | 売上減で固定資産税が払えない | 固定資産税・都市計画税の減免 申請期限:2021/2/1 | 売上が一定程度減少の場合、来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免 | 相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30~17:00) |

👉 詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック

👉 国税の詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック

👉 オンライン申請の詳細はこちらをクリック

👉 国税の詳細はこちらをクリック